

— 公共測量 — 作業規程の準則（平成23年改正版）

正 誤 表

は今回の追加分

平成23年7月1日現在

ページ・条	行	正	誤
14 第37条 第2項第一号 ト	上から18行目	… <u>対回内</u> の観測方向数は、…	…1組の観測方向数は、…
16 第37条 第2項第二号 リ(1)	上から3行目	…求める <u>観測方法である。</u> …	…求める。…
18 第39条 第五号表中	機器及び測定方法欄 下から22行目	4級基準点測量の……ただし、正、反方向の鉛直角観測に代えて、 <u>器械高</u> の異なる片方向による2対回の……	4級基準点測量の……ただし、正、反方向の鉛直角観測に代えて、器械高の異なる片方向による2対回の……
19 第41条 第4項第六号	上から18行目	…求めた <u>値</u> を入力する。…	…求め入力する。…
20 第43条 第2項第一号	下から16行目	一 仮定三次元網平均計算の………を用いるものとする。 イ 基線解析により求められた分散・共分散の値 ただし、すべての基線の解析手法、解析時間が…に限る。 ロ 水平及び高さの分散の固定値 <u>ただし、分散の固定値は、$d_N=(0.004m)^2$ $d_E=(0.004m)^2$ $d_U=(0.007m)^2$ とする。</u>	一 仮定三次元網平均計算の………を用いるものとする。 ただし、分散の固定値は、 $d_N=(0.004m)^2$ ……とする。 イ 基線解析により求められた分散・共分散の値 ただし、すべての基線の解析手法、解析時間が…に限る。 ロ 水平及び高さの分散の固定値
25 第59条 第6項第二号 ロ 表中	タイトル	<u>データ取得間隔</u>	データ取得間隔数
28 第66条	下から2行目	1級水準測量及び……許容範囲は、次表を標準とする。また、 <u>片道</u> 観測を原則とする。	1級水準測量及び……許容範囲は、次表を標準とする。また、 <u>往復</u> 観測を原則とする。
44 第115条 第1項第一号	対空標識の形状	E型(<u>樹上</u>)	E型
123 2-6 GNSS測量機	性能欄 下から15行目 標題	観測 <u>方法</u>	観測方式
126 第4項 B:	下から10行目	…(<u>S_1^2及びS_2^2</u>)…	…(S12及びS22)…
251 2.10.3 子午線収差角 S	下から12行目	:2.9.5の <u>S_0を求める式を用いて</u> 、 ϕ_0 を新点…	:2.9.5の ϕ_0 を新点…
251 3	下から10行目	3. <u>GNSS</u> 測量機…	3. GPS測量機を…
255 3.4.1	上から16行目 標題	3.4.1 <u>GNSS</u> 基線ベクトル	3.4.1 GPS基線ベクトル